

第4回館林市子ども・子育て会議 会議録 概要

1 日 時 平成26年7月29日(火) 午後3時～4時50分

2 場 所 市役所5階 研修室

3 出席者

【館林市子ども・子育て会議委員】 13名(欠席者2名)

渡辺委員、永井委員、大谷委員、角田委員、多田委員、長柄委員、鎌田委員、
関井委員、小池委員、吉田委員、飯島委員、柴田委員、寺内委員(以上名簿順)

【事務局】 9名

こども福祉課：伊藤課長、奥澤子育て支援係長、松村保育係長、
田口緊急少子化対策係長、関口主任、熊田
教育総務課：森田参事兼課長、戸叶総括係長
学校教育課：広沢学事係長

【策定委託業者】 2名

プライムテック株式会社：森田常務取締役、高橋主任研究員

○傍聴者 4名

4 議 題

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定について
- (2) 条例などの制定について
- (3) その他

5 配布資料

会議次第

- (資料1) 館林市子ども・子育て支援事業計画(案)
- (資料2) 館林市次世代育成支援行動計画(後期計画)平成25年度事業報告
- (資料3) 館林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)
- (資料4) 館林市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)
- (資料5) 館林市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

6 会議内容（概要）

(1) 開 会

(2) あいさつ

会 長

(3) 議 事

①子ども・子育て支援事業計画の策定について

- ・事業計画策定委託業者より、事業計画（案）を資料1に基づき説明
- ・事務局より、見込み量の補正（教育・保育の3号、放課後児童健全育成事業、病児保育事業）についての説明

【質疑】

会 長：子ども・子育て支援事業計画（案）と見込み量の補正について説明がありました
ましたが、何かご質問はございますか。

委 員：放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の見込み量は、ニーズ調査結果の
放課後子ども教室の数字は含まれていないのでしょうか。

委託業者：学童クラブの見込み量は、就学前児童の5歳児のみの数字から算出して
おり、放課後子ども教室の数字は含まれておりません。

会 長：学童クラブが足りないという新聞記事にもありましたが、そういう懸念もあ
ります。

委 員：放課後子どもプランの中では、学童クラブと放課後子ども教室の両者でも
って対応しなさいとありますが、市の考えはどうか、両者バランスをと
った形で考えていかなければいけない問題ですので、質問させていただきました。

会 長：実態が調査の数字より少ないのは、調査回答の保護者の安心というか保険
のような、できればという希望的な答えが多かったということでしょうか。

委 員：もしかしたらという保険として、申込みだけではしておこうという気持
ちはあります。

委 員：保護者としては、できれば身近な人に預けるのが安心という思いはあり
ますが、頼りになる人がいなかったらと考えると、希望的な答えになるの
でしょうか。実態との違いはあると思います。

会 長：頼りになる親族という割合が多いのは、地方都市だからこそというの
もあるかもしれません。

委 員：高学年の放課後の過ごし方では、自宅でという回答が57%もありますが、
実際保護者は自宅にいるのでしょうか。親の希望なのでしょうか。

委 員：希望が反映されたのか、実態が反映されたのかで差はでると思
います。

委託業者：調査回答には複数回答もありますので、このような数字になるの
かと思
います。

会 長：事務局提案の補正の数字で差し支えなければ、ご承認いただけるでしょうか。

(全委員承認につき、事務局提案のとおり補正)

・事務局より、基本理念についての説明

【質疑】

会 長：基本理念について、ご提案はありますでしょうか。

委 員：考え方として、子どもを中心にした言葉で綴りたい。例えば「子どもが生き生きと育つまち」などはいかがでしょう。綺麗な言葉を並べるよりも、やりたいことを言いきったような言い回しの方が、受け取る側は分かりやすいのではないのでしょうか。

委 員：方向性としては、抽象的ではなく具体的でよいと思います。

委 員：できれば、安心とか安全とかの言葉を入れた方がよいと思います。安全に安心して子どもを預けられるように願います。

委 員：「すべての子どもが幸福感を持てるまち館林」はいかがでしょう。

会 長：いくつか案ができましたが、いかがでしょうか。

事 務 局：この場では決められないようでしたら、通知を差し上げて送り返していただくような形で、すべての委員さんから案をいただいて、検討させていただきます。

②条例などの制定について

・事務局より、3つの条例（案）について、資料3・4・5に基づき説明

【質疑】

会 長：条例（案）について説明がありましたが、何かご質問はございますか。

委 員：放課後児童健全育成事業の条例の第10条支援員（指導員）の数は、現状では、およそ10人に1人の基準で置かれていますが、その基準は定めるのでしょうか。また、県知事が行う研修を修了したものとありますが、具体的な研修内容はないのでしょうか。最後に、指導員の連絡会議や代表者会議がありますが、基準は定めるのでしょうか。

事 務 局：支援員の基準は条文のとおりとします。研修については、今後、県より具体的な内容が示されましたら周知いたします。また、指導員の会議等も条例では定める予定はありません。もし必要であれば、附則に基づいて内規等で定めていく等が考えられると思います。

③その他

事務局より、次世代育成支援行動計画（後期計画）平成25年度実績を、資料2に

基づき報告

【質疑】

委員：放課後児童健全育成事業の見込み量を補正しましたが、それにしても実際ある学童クラブの定員よりも多く、これ以上の受け入れは困難と思われます。学童を増やすというのもあろうかと思いますが、放課後子ども教室を拡充するという案はあるのでしょうか。

事務局：見込み量に対しての確保方策を立てていくにあたり、学童クラブの施設を拡充する方法もありますが、それには時間もかかるという現実もあります。学童クラブだけでは難しいかと思しますので、市ではまだ行っておりませんが、放課後子ども教室等の事業も確保方策の一つですので、検討していく必要があると思います。

(4) 事務連絡

事務局より、次回会議の開催日程の連絡

- ・次回は確保方策の検討となり、9月上旬を予定しておりますので、日程が決まりしだい、ご連絡させていただきたいと思います。

(5) 閉 会